

消費者庁告示改正案

健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額

(平成 25 年 9 月 18 日消費者庁告示第 6 号)

改正 平成 26 年 9 月 1 日消費者庁告示第 4 号

平成 29 年 3 月 31 日消費者庁告示第 9 号

平成 30 年 8 月 8 日消費者庁告示第 6 号

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第二号の内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同号の内閣総理大臣が定める項目及び内閣総理大臣が定める額は、同表の上欄に掲げる区分についてそれぞれ同表の中欄に掲げる項目及び同表の下欄に掲げる額とする。

区分		項目	額
乳児用 調製乳	乳児用 調製粉乳	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナイアシン パントテン 酸 ビオチン ビタミン A ビタミンB ₁ ビタ ミンB ₂ ビタミンB ₆ ビタミンB ₁₂ ビタミン C ビタミンD ビタミ ンE 葉酸 イノシトール 亜鉛 塩素 カリウ ム カルシウム 鉄 銅 (セレン) ナトリウム マグネシウム リン α ーリノレン酸 リノール 酸 カルシウム/リン比 率 リノール酸/αーリ ノレン酸比率	七十五万三千 円 (七十八万五 千円)
	乳児用 調製液状乳		
妊産婦、授乳婦用粉乳		熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナイアシン ビタミンA	三十八万八千 円

		ビタミンB ₁ ビタミンB ₂ ビタミンD カルシウム	
許可基準型病者用食品	低たんぱく質食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム カリウム	十六万四千元
	アレルギー除去食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 除去したアレルギー	十六万千元
	無乳糖食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 乳糖又はガラクトース	十五万三千元
	総合栄養食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 糖質 食物繊維 灰分 ナトリウム 食塩相当量 ナイアシン パントテン酸 ビタミンA ビタミンB ₁ ビタミンB ₂ ビタミンB ₆ ビタミンB ₁₂ ビタミンC ビタミンD ビタミンE ビタミンK 葉酸 塩素 カリウム カルシウム 鉄 マグネシウム リン	七十五万二千元
	<u>糖尿病用組合せ食品</u>	<u>熱量 たんぱく質 脂質 炭水化物 ナトリウム 食塩相当量</u>	<u>〇〇万〇千元</u>
	<u>腎臓病用組合せ食品</u>	<u>熱量 たんぱく質 脂質 炭水化物 ナトリウム 食塩相当量 カリウム リン</u>	<u>〇〇万〇千元</u>
個別評価型病者用食品	食事療法を実施するにあたり、疾病の治療等に関与する食品成分	十七万二千元	

えん下困難者用食品	えん下困難者用食品	硬さ 付着性 凝集性	四万八千円
	とろみ調整用食品	粘度 溶解性・分散性 経時的安定性 唾液抵抗性 温度安定性	八万五千円
特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定するものをいう。）		特定の保健の目的に資する栄養成分（下欄において「関与成分」という。）	関与成分が食物繊維であるもの又は関与成分の試験につき培養試験を要するもの 二十六万五千円
			右記以外 十六万六千円
備考 （ ）内は平成三十四年四月一日から適用することとする。			

注一 熱量は、当該食品中のたんぱく質、脂質及び炭水化物の量にエネルギー換算係数を乗じて算出する。ただし、総合栄養食品にあつては炭水化物に代えて糖質及び食物繊維の量を用いて算出する。

二 炭水化物は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算出する。

三 糖質は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算出する。

四 食塩相当量は、当該食品中のナトリウムの量に二．五四を乗じて算出する。